

議 案 名	富士見市立集会所条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	令和7年5月31日をもって富士見市立水谷東2丁目集会所を廃止するため、富士見市立集会所条例の一部を改正する条例を制定するものです。
制 定 内 容	(1) 条例第1条表中、水谷東2丁目集会所を削除する。
施 行 日	令和7年6月1日

富士見市立集会所条例（昭和53年条例第7号）新旧対照表

新		旧	
(設置) 第1条 市民の文化的向上と福祉の増進を図るため、富士見市立集会所 (以下「集会所」という。)を次の所在地に設置する。		(設置) 第1条 市民の文化的向上と福祉の増進を図るため、富士見市立集会所 (以下「集会所」という。)を次の所在地に設置する。	
名称	所在地	名称	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)
〃 羽沢2丁目集会所	〃 羽沢2丁目9番6号	〃 羽沢2丁目集会所	〃 羽沢2丁目9番6号
〃 上沢2丁目集会所	〃 上沢2丁目5番15号	〃 <u>水谷東2丁目集会所</u>	〃 <u>水谷東2丁目38番7号</u>
(略)	(略)	〃 上沢2丁目集会所	〃 上沢2丁目5番15号
		(略)	略